

令和2年5月26日

保護者の皆様へ

八丈町福祉健康課厚生係

緊急事態宣言の解除後の保育所の利用について

日頃より、八丈町保育運営にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

町では、令和2年4月7日（火）に国の緊急事態宣言が行われたことを受け、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、令和2年5月31日（日）まで、お仕事を休めない家庭や、病気等そのほか児童福祉の観点から家庭での保育が困難なご家庭のお子様を受け入れることとし、ご家庭での保育が可能な方には登園の自粛をお願いして、ご協力を頂いているところです。今後の方針については昨日、国の緊急事態宣言が解除されましたので、**令和2年6月1日（月）からは通常開所とします。**しかしながら、保育所が業務の性質上、【3密】（「密閉」・「密集」・「密接」）の環境になりやすいことから、**令和2年6月30日（火）までの期間、可能な限り登園自粛へのご協力をお願いします。**

今後の感染症の状況によっては、国より保育所の運営に関しての指針等が示される可能性もございます。上記で示している内容と変更があった場合には再度周知いたしますのであらかじめ、ご了承ください。また、職員も引き続き感染症対策や検温等は徹底して行い、安全な保育と環境を整えていくよう心掛けてまいりますので、皆様も引き続き感染症対策にご協力ください。

欠席される場合は園への連絡をお願いします。感染症の影響により登園を回避し、お休みされた場合は日割計算により保育料を軽減いたします。手続き等については、対象の方に個別にお知らせいたします。

※ピタゴラ連絡網を活用し、連絡することもございますので、未登録者は必ず登録してください。

★感染症拡大防止のため、下記内容にご協力ください★

- ①お迎えの際に送迎者以外（一緒に来たご兄弟やお友達等）の方も一緒の場合は極力、保護者のみで園内に入り、お迎えの対応をお願いします。
- ②お仕事が早く終わった場合には、お迎えに来ていただける段階で時間を早め対応するなど、最短時間でのご利用をお願いします。
- ③児童の検温徹底と、ご家族の体調確認をお願いします。

※保護者の皆様も可能な限り、検温等感染症対策にご協力ください。

問い合わせ

八丈町福祉健康課厚生係

電話：04996-2-5570